

## 議第27号

三島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部  
を改正する条例案

三島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成31年三島市  
条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	392,000円
2	440,000円
3	492,000円
4	555,000円
5	634,000円
6	740,000円
7	864,000円

第4条第4項を削り、同条第5項中「及び前項の規定による特定任期付職員業績  
手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第5条第1項中「第10条まで」を「第9条まで」に、「、第14条」を「及び第14  
条」に改め、「及び第17条の8」を削り、「、第9条」を「及び第9条」に改め、  
「及び第14条」を削り、同条第2項中「第2条第1項、」を削り、「及び第17条の  
5第2項」を「、第17条の5第2項及び第17条の8第2項第1号」に改め、「、給  
与条例第2条第1項中「勤勉手当及び」とあるのは「勤勉手当、」と、「同  
じ。）」とあるのは「同じ。）」及び三島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特

例に関する条例（平成31年三島市条例第1号）第4条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」とを削り、「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の95」と、給与条例第17条の8第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定（同条第1項の表に係る部分を除く。）及び第5条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月14日提出

三島市長 豊岡 武士